

○真庭市企業立地雇用促進奨励金（詳細） ※平成30年7月改正

用地の区分				公的団地用地		民有地		
奨励金の用途				生産施設等の取得整備		生産施設等の取得整備		
奨励金の種類	工場等建設促進奨励金	対象要件	補助金額及び補助率	土地(工場等の用に供する土地部分に限る。)に係る補助金の額は、右欄に掲げる用地の区分に応じ、当該土地の固定資産評価額又は取得額のいずれか低い方の額に、同欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。 ただし、真庭産業団地の取得土地は除く。	60/100	30/100	10/100	5/100
			補助率	家屋(工場等の用に供する建物部分に限る。)に係る補助金の額は、右欄に掲げる用地の区分に応じ、当該家屋の固定資産評価額に、同欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。	10/100	5/100	10/100	5/100
			補助率	償却資産に係る補助金の額は、右欄に掲げる用地の区分に応じ、当該償却資産の取得額に、同欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。	10/100	5/100	10/100	5/100
	雇用促進奨励金	補助金額	工場等の操業開始に伴う新規常用雇用者に係る補助金の額は、当該新規常用雇用者の数に、右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。	15人目まで1人当たり200,000円 16人目以降1人当たり250,000円 真庭市内に住所を有する者を雇用した場合は、上記金額に1人当たり100,000円を加算する。				
奨励金額				工場等建設促進奨励金(土地・家屋・償却資産の補助金額の合計額)及び雇用促進奨励金を合計して得た額				
限度額				2億円		1億円		

備考

- 「固定資産評価額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録されたものをいう。
- 用地取得日とは、所有権移転の日又は事業用借地権設定の日をいう。